

《資料 1》 入札説明書

「条件付一般競争入札〔郵便方式〕入札説明書」

令和 6 年度における大阪府土地開発公社の不動産登記嘱託業務に係る単価契約の一般競争入札については、この入札説明書に記載するもののほか、入札公告、入札心得、業務仕様書等により行いますので、入札を申し込もうとする者は、これらの記載事項を熟読の上、この入札に参加してください。

目 次

| | | |
|----|----------------------------|----|
| 1 | 発注者及び契約者 | 1 |
| 2 | 入札に付する業務の概要 | 1 |
| 3 | 入札公告 | 2 |
| 4 | 入札の概要 | 2 |
| 5 | 入札参加資格 | 2 |
| 6 | 入札参加申請の手続 | 4 |
| 7 | 公告事項、業務仕様等に関する質問の受付及び回答の公表 | 6 |
| 8 | 入札の手続 | 7 |
| 9 | 入札の辞退 | 8 |
| 10 | 入札の無効 | 8 |
| 11 | 入札保証金 | 8 |
| 12 | 開札 | 9 |
| 13 | 落札の決定 | 9 |
| 14 | 契約の手続 | 10 |
| | <参考> 郵便封筒の宛名記載例 | 13 |
| | 別記(1) 「予定数量表」 | 14 |
| | 別記(2) 「入札参加資格の注意点」 | 16 |
| | 別記(3) 「入札実施日程の流れ」 | 17 |
| | 別記(4) 「公社案内図」 | 18 |

1 発注者及び契約者

大阪府土地開発公社 代表者 理事長 榮野 正夫

2 入札に付する業務の概要

- (1) 業務内容 公共用地の買収に伴う登記嘱託業務（不動産表示登記業務 2 件及び不動産権利登記業務 2 件。次の表に記載のとおり）
- (2) 業務仕様 「業務仕様書（資料 3-1、3-2）」に定めるとおり
- (3) 履行期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所 大阪府土地開発公社が指定する場所（次の表に記載のとおり）
- (5) 支払条件 原則、大阪府土地開発公社が指示した業務の完了の都度

(業務の種類)

| 入札番号 | 業務名称 | 履行場所 |
|------|----------------------|---------------------------------------|
| 1 | 不動産表示登記業務委託[単価契約]その1 | 大阪府池田土木事務所、茨木土木事務所、枚方土木事務所及び八尾土木事務所管内 |
| 2 | 不動産表示登記業務委託[単価契約]その2 | 大阪府富田林土木事務所、鳳土木事務所及び岸和田土木事務所管内 |
| 3 | 不動産権利登記業務委託[単価契約]その1 | 大阪府池田土木事務所、茨木土木事務所、枚方土木事務所及び八尾土木事務所管内 |
| 4 | 不動産権利登記業務委託[単価契約]その2 | 大阪府富田林土木事務所、鳳土木事務所及び岸和田土木事務所管内 |

注：各業務の発注予定数量は別記(1)の「予定数量表」に記載のとおり。

3 入札公告

令和6年2月6日（火）に大阪府公報（電子版）に掲載

*大阪府公報（電子版）URL <http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/koho/index.html>

*大阪府土地開発公社ホームページURL <http://www.otkk.jp>

4 入札の概要

- (1) この入札は、**入札参加資格等の条件を付した一般競争入札である。**
- (2) この入札は、**単価契約に係る案件である。**
 - *単価契約とは、給付を受けるべきサービス等に係る業務項目の単位当たりの価格（単価）を取り決めて、契約期間内において給付を受けた実績数量に当該単価を乗じて得た金額を支払う契約のことである。
- (3) この入札は、**郵便方式により行う（入札参加の申請、入札書の提出）。**
- (4) この入札は、あらかじめ、予定価格の公表及び最低制限価格の設定を行う。
- (5) この入札は、同種業務に係る複数の入札を同時に公告し、同日に入札（開札）するので、入札（契約）に係る各条件等に注意すること。
- (6) この入札の執行は、入札対象業務に係る予算等が大阪府土地開発公社理事会において議決され、その予算等の執行が可能となることにより行うものである。

5 入札参加資格

- (1) 次のア及びイのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
 - イ 同法同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(地方自治法施行令第167条の4の規定・抜粋)

第1項各号

第1号 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

第2号 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第3号 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

第2項各号

第1号 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

第2号 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

第3号 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

第4号 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

第5号 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

第6号 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

第7号 この項（この号を除く）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

- (3) 入札公告の日から開札の日までの期間において、次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者

イ 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

ウ 大阪府土地開発公社又は大阪府を当事者の一方とする契約（大阪府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し大阪府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者（入札公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）

- (4) **入札番号**1**から**2**までの不動産表示登記業務については、次のア及びイのすべてに該当する者であること。**

ア 大阪土地家屋調査士会の会員である土地家屋調査士（土地家屋調査士法人の社員である者を除く。）若しくは土地家屋調査士法人（入札公告の日前2年間に土地家屋

調査士法（昭和25年法律第228号）第42条又は第43条の規定に基づく処分を受けていない者に限る。）又は同法第63条第1項に規定する公共嘱託登記土地家屋調査士協会（大阪府の区域内に事務所を設ける者に限る。）であること。

イ 官公署の嘱託登記・登記申請又は土地収用法3条に該当する事業の表示登記業務について、入札公告の日前5年間に受託し誠実に履行を完了した実績（土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人にあっては、公共嘱託登記土地家屋調査士協会の社員として行った業務を除く。）を有していること（令和5年度の大阪府土地開発公社との登記業務契約は実績とできるものとする）。

(5) 入札番号3から4までの不動産権利登記業務については、次のア及びイのすべてに該当する者であること。

ア 大阪司法書士会の会員である司法書士（司法書士法人の社員である者を除く。）若しくは司法書士法人（入札公告の日前2年間に司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条又は第48条の規定に基づく処分を受けていない者に限る。）又は同法第68条第1項に規定する公共嘱託登記司法書士協会（大阪府の区域内に事務所を設ける者に限る。）であること。

イ 官公署の嘱託登記・登記申請又は土地収用法3条に該当する事業の権利登記業務について、入札公告の日前5年間に受託し誠実に履行を完了した実績（司法書士及び司法書士法人にあっては、公共嘱託登記司法書士協会の社員として行った業務を除く。）を有していること（令和5年度の大阪府土地開発公社との登記業務契約は実績とできるものとする）。

*土地家屋調査士、司法書士の入札参加資格については、別記(2)の「入札参加資格の注意点」も参考にして、参加資格の有無を判断すること。

6 入札参加申請の手続

(1) 関係書類の交付

令和6年2月6日（火）の入札公告の日から大阪府土地開発公社のホームページに次の表の書類を掲載し、データのダウンロードによる交付を行う。

*大阪府土地開発公社ホームページURL <http://www.otkk.jp>

(掲載書類の一覧)

| 区分 | 番号 | 書類の種類 | ファイル形式 |
|----------|-------|------------------|----------|
| 入札公告（転載） | | 大阪府土地開発公社公告第1号 | P D F 形式 |
| 資料関係 | 資料1 | 入札説明書 | |
| | 資料2 | 入札心得 | |
| | 資料3-1 | 業務仕様書（不動産表示登記業務） | |
| | 資料3-2 | 業務仕様書（不動産権利登記業務） | |
| | 資料4 | 契約書式 | |
| 区分 | 番号 | 書類の種類 | ファイル形式 |
| 様式関係 | 様式(1) | 入札参加申請書 | マイクロソフト |

| | | | |
|--|---------|----------------|-------------------|
| | 様式(2) | 契約(取引)実績調書 | ワード形式 |
| | 様式(3) | 質問書 | |
| | 様式(4)-1 | 設計書(不動産表示登記業務) | マイクロソフト エクセル形式 |
| | 様式(4)-2 | 設計書(不動産権利登記業務) | |
| | 様式(5) | 入札辞退届 | マイクロソフト |
| | 様式(6) | 契約保証金免除申請書 | ワード形式 |

(2) 重複申請の禁止

ア 申請は、いずれか一の業務に限って行うものとし、**二以上の業務を重複して申請できないものとする。**

イ 重複して行った申請は、いずれの申請も無効とする。

(3) 申請期間

令和6年2月6日(火)から同月26日(月)まで(必着)

*上記の期限を超えて到達した申請は無効とするので、申請は余裕を持って行うこと。
なお、申請に際して公告事項及び業務仕様に関して質問がある場合は、第7項の質問受付の方法によること。

(4) 申請書類及び書類提出の方法

次の表の書類を**日本郵便の一般書留郵便又は簡易書留郵便による郵送方式により提出すること。**

(申請書類)

| 書類の名称 | 部数 | 摘要 |
|----------------------------|----|------------------|
| 「入札参加申請書(様式(1))」 | 1部 | 必要事項を記入し記名押印したもの |
| 「契約(取引)実績調書(様式(2))」 | 1部 | 必要事項を記入し記名押印したもの |
| 資格登録証、商業登記その他資格登録を証する書面の写し | 1部 | A4版で複写したもの |

*大阪府土地開発公社への申請書類の直接持参は認めない。

*提出後の申請書類の書換え、引換え又は取消はできない。

また、提出した書類の返却は行わない。

*申請書類の記載内容に不備があると認められたときは、申請は無効とする。

*入札参加に要する費用は、参加申請者の負担とする。

(申請先)

| | |
|-----------|---|
| 〒540-0012 | 大阪府中央区谷町二丁目2番22号(N Sビル3階) 大阪府土地開発公社 用地課 用地グループ |
|-----------|---|

*封書の表面に「**入札参加申請書在中**」と記載し、「入札参加希望者の住所、氏名」、

「入札番号」及び「業務名称」を明記して封緘^{かん}すること。

なお、できるだけ定型郵便物で送付すること。

(5) 申請書類の審査結果及び入札書の送付

申請書類が到達後約1週間以内に書類審査の結果を次のとおり郵送する。

ア 申請を受理した者

入札参加受付票及び入札書を交付する。

なお、入札参加受付票は再交付しないので、紛失、汚損、毀損等のないよう十分注意すること。

イ 申請を無効とした者

申請を無効とした旨及びその理由を通知する。

なお、書類の記入誤り等の手続上の理由による場合は、第6項の(3)の申請期間内であれば、再度、申請することができる。

ただし、その申請が申請期間を超えた場合、大阪府土地開発公社は一切の責めを負わない。

(6) 申請書類の記載方法及び提出に関する問い合わせ先
(問い合わせ先)

大阪府土地開発公社 用地課 用地グループ

電話番号 (06) 6949-5441

受付時間 土曜、日曜、祝日を除く平日の午前9時30分から午後5時まで

*申請書類の記載方法及び提出に関する質問に限って電話で受け付ける。

公告事項、業務仕様に関する質問については、第7項の質問受付の方法によること。

*この入札については、**大阪府土地開発公社の各支所・事務所で取り扱っていないので、各支所・事務所には問い合わせしないこと。**

7 公告事項、業務仕様等に関する質問の受付及び回答の公表

公告事項（この入札説明書に記載された内容を含む。）や業務仕様（業務内容）に関する質問は、次のとおり行う。

(1) 質問受付期間

令和6年2月6日（火）から同月20日（火）まで

*この質問の受付は上記期間に限定して受け付けており、上記期間を過ぎれば、第6項の(3)の申請期間中であっても質問を受け付けない。

(2) 質問の提出方法

「質問書（様式(3)）」に質問内容及び質問者名を記入（入力）し、ファイル添付の上、電子メールにより提出（送信）すること。

（電子メール送付先）

Eメールアドレス touki@otkk.jp（半角入力）

*質問書に質問者等が特定できる内容は記入しないこと。

*大阪府土地開発公社への質問書の直接持参、郵送又は電話による質問は認めない。

*このEメールアドレスは質問書提出専用のためこれ以外の目的に使用できない。

(3) 質問に対する回答時期及び回答の方法

質問に対する回答は令和6年2月26日（月）午後15時に大阪府土地開発公社のホーム

ページに掲載して、公表する。

*公表した回答については必ず確認すること。

なお、回答を確認しなかったことにより被った損失について、大阪府土地開発公社は一切の責めを負わない。

*公表後に申請する場合は、第6項の(3)の申請期日（必着）に注意すること。

8 入札の手続

- (1) 入札書（第6項の(5)アにより大阪府土地開発公社が送付したもの）の提出期限日時
令和6年3月5日（火）から令和6年3月13日（水）17時30分まで（必着）

*提出期限日時以降に到達した入札書は無効とする。

- (2) 入札書の記載方法

ア 金額欄に、別記(1)の「**予定数量表**」に記載の発注予定数量に業務項目ごとの契約希望単価（消費税及び地方消費税相当額を加算していない額）を乗じて得た額の合計額をアラビア数字で記載し、数字の左（上桁）のワクに「**円**」を付すること。

*単価契約（消費税及び地方消費税相当額は、一の業務終了後にその委託代金に加算して請求する。「契約書式（資料4）」を参考）に係る案件であるため、記載金額は税抜きとすること。

*記載金額を修正した入札書は無効とする。

*記載金額の算定を「設計書（様式(4)-1、(4)-2）」を使って行うと誤り等の発生を軽減することができる（作成した設計書は提出不要）。

***発注予定数量は、想定発注数量であり、発注を担保又は保証する数量ではないため、実際の発注数量が発注予定数量に満たない場合がある。**

このことにより被った損失について大阪府土地開発公社は一切の責めを負わない。

イ 入札書の日付欄に入札書作成日又は投函日を記入し入札者欄に記名押印すること。

- (3) 入札書の提出方法

入札書は、**令和6年3月5日（火）から令和6年3月13日（水）17時30分までに、日本郵便の一般書留郵便又は簡易書留郵便による郵送方式により提出すること。**

*大阪府土地開発公社への入札書の直接持参は認めない。

*提出後の入札書は、開札前であっても書換え、引換え、取消し、入札の撤回はできない。
(郵送先)

| |
|---|
| 〒540-0012 大阪府中央区谷町二丁目2番22号（NSビル3階） 大阪府土地開発公社 総務経理課 |
|---|

*封書の表面に「**入札書在中**」と記載し、「入札者の住所、氏名」、「入札番号」及び「業務名称」を明記して封緘すること。

なお、できるだけ定型郵便物で送付すること。

- (4) 入札執行の保留、延期又は中止

入札の執行前又は執行中に、次のアからウまでのいずれかの事由により入札執行が困難又は不相当と認められるときは、入札執行を保留、延期又は中止することがある。

- ア 天変地変等による郵便不着、遅延等の事由が発生したとき
 - イ 入札執行を保留等するべきと判断するに相当する入札談合その他の不正行為に関する情報が有力な証拠をもって通報されたとき
 - ウ その他、入札執行を保留等すると判断されるに相当な事由があるとき
- *入札執行を保留等したときは、必要に応じて公正入札に係る調査を行う。
この場合、入札に参加した者は調査に協力しなければならない。

9 入札の辞退

- (1) 第6項の(5)アにより入札参加受付の通知を受けた後、第8項の(1)の入札書提出日までの間（当日を含む。）、入札参加を辞退することができる。
ただし、入札書の投函後は辞退することができない。
*入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けることはない。
*入札を辞退した者は、第6項の(3)の申請期間中であっても、当該入札辞退届を撤回することができない。
また、辞退した業務以外のこの入札公告の業務について、参加申請することができない。
- (2) 入札を辞退しようとするときは、「入札辞退届（様式(5)）」（必要事項を記入し署名押印したもの）に、入札参加受付票及び入札書（第6項の(5)アにより大阪府土地開発公社が送付したもの）を添付して、郵送の方法で提出すること。

（郵送先）

| |
|--|
| 〒540-0012 大阪市中央区谷町二丁目2番22号（NSビル3階） 大阪府土地開発公社 用地課 用地グループ |
|--|

- *封書の表面に「**入札辞退書在中**」と記載し「入札参加者の住所、氏名」、「入札番号」及び「業務名称」を明記して封緘すること。
なお、できるだけ定型郵便物で送付すること。

10 入札の無効

- (1) 次のアからウまでに該当する入札は無効とする。
- ア 入札参加資格を有しない者及び虚偽の申請を行った者が行った入札
 - イ 申請時に入札参加資格を有することを確認された者であっても、入札時において入札参加資格を有しない者が行った入札
 - ウ その他、この入札説明書及び「入札心得（資料2）」に示した条件等に違反する入札
- (2) 無効の入札を行った者を落札者とした場合にあっては、その落札の決定を取り消す。

11 入札保証金

入札保証金の納付は、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第61条第2号の規定により、全部免除する。

ただし、落札者が契約を締結しないときは、違約金として、落札金額に100分の110を乗じて得た額（消費税及び地方消費税相当額を含む契約予定総額）の100分の2に相当する金額を徴収する。

(大阪府財務規則第61条第2号の規定・抜粋)

第2号 地方自治法施行令第167条の5に規定する資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、落札者(中略)が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

12 開札

(1) 開札の日時

| 入札番号 | 業務名称 | 開札の日時 | |
|------|----------------------|------------------|-----------|
| | | 年月日 | 開始時間 |
| 1 | 不動産表示登記業務委託[単価契約]その1 | 令和6年 3月15日(金) | 午前10時00分～ |
| 2 | 不動産表示登記業務委託[単価契約]その2 | | 午前10時20分～ |
| 3 | 不動産権利登記業務委託[単価契約]その1 | | 午前10時40分～ |
| 4 | 不動産権利登記業務委託[単価契約]その2 | | 午前11時00分～ |

(2) 開札の場所

大阪府土地開発公社 会議室
大阪府中央区谷町2丁目2番22号 (NSビル3階)

(3) 開札の方法

大阪府土地開発公社総務経理課の職員が所定の提出日に郵送された入札書の入った封筒をその場で開封することにより行う。

*開札に当たり、大阪府土地開発公社総務経理課以外の職員が立会う。

(4) 開札の傍聴

自ら入札した業務に係る開札の傍聴を希望する者は、当該開札の開始時刻10分前までに、入札参加受付票(第6項の(5)アにより大阪府土地開発公社が送付したもの)を持参し、開札場所に来て所定の受付手続を受けること。

*傍聴は入札者につき1名限りとし、複数人又は代理人の傍聴は認めない。

*入札した業務以外の開札の傍聴は認めない。

*傍聴での来社は、別記(4)の「公社案内図」を参考に公共交通機関を利用すること。

13 落札の決定

(1) 落札の決定と通知

ア 開札の結果、大阪府財務規則第57条の規定に基づき定めた**予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者**(2名以上あるときはこれらの者を落札予定者として行うくじ抽選により決定された者)を**落札者とする**。

イ **落札者が決定したときは、当該落札者に対して電話等の方法で通知する**。

(2) くじ抽選は、当該業務の開札後、直ちに、開札を行う職員以外の大阪府土地開発公社の職員が落札予定者に代わってくじを引く。

(2) 開札結果の発表

開札結果及び落札者は、令和6年3月18日（月）午後到大阪府土地開発公社のホームページに掲載して公表する。

*大阪府土地開発公社ホームページURL <http://www.otkk.jp>

14 契約の手続

(1) 契約単価の決定方法

業務項目ごとの契約単価（契約書に明記する単価）は、次の算式により算出した金額（単価）とし、その金額に1円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てる。

*算定した契約単価に予定数量を乗じて得た額の合計額（総額）は、端数を処理するために、落札金額（総額）と一致しない場合がある。

（契約単価を求める算式）

業務項目ごとの

契約単価＝業務種別ごとの設計単価×落札金額（総額）÷設計金額（総額）

注：設計単価及び設計金額は大阪府土地開発公社が積算したもの。

(2) 契約書の作成

ア 落札の決定の日の翌日以降に、大阪府土地開発公社において、**落札者に契約書2通（「契約書式（資料4）」に落札した業務の名称及び業務項目ごとの契約単価を明記したもの）を交付する。**

*契約書の交付日時は、第13項の(1)イの落札の決定の通知時に指定する。

イ 落札者は、**令和6年3月28日（木）までに、契約書2通とも記名押印して収入印紙（200円、1枚）を添えて、大阪府土地開発公社に持参して提出しなければならない。**

*落札者が上記の期間内に記名押印した契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失い、大阪府土地開発公社は契約を締結しないことがある。

*大阪府土地開発公社の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

*来社に当たっては、別記(4)の「公社案内図」を参考に公共交通機関を利用すること。

ウ 落札者から記名押印した契約書を受け取ったときは、その場で記名押印して、その1通を返還する。

（契約担当部局及び問い合わせ先）

大阪府土地開発公社 用地課 用地グループ

電話番号 (06) 6949-5441

(3) 契約保証金

ア (2)のアの契約書の交付時において、契約の締結時まで必要となる契約保証金について、これを納付するか、大阪府財務規則第68条の規定に該当して納付の免除が受けられるかを落札者に指示する。

イ 契約保証金を納付する場合

契約の締結の日までに、落札金額に100分の110を乗じて得た額（消費税及び地方消費税相当額を含む契約予定総額）の100分の5に相当する金額の契約保証金を大阪府土地開発公社が発行する請求書により納付する。

*大阪府土地開発公社が契約保証金に代わる担保と認めた有価証券の提供をもって契約保証金の納付に代えることも可能である。

ウ 大阪府財務規則第68条の規定に該当して、契約保証金の納付の免除を受けられる場合

(ア) 契約の締結の日までに、大阪府土地開発公社を被保険者とした履行保証保険契約（保険金額は落札金額に100分の110を乗じて得た額（消費税及び地方消費税相当額を含む契約予定総額）の100分の5に相当する金額）を保険会社と締結し、その保険証書を寄託したとき

(イ) 国又は地方公共団体と同種類及び同規模（落札金額に100分の110に乘じて得た額（消費税及び地方消費税相当額を含む契約予定総額）の7割以上の金額）の契約履行の実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき

この場合、契約の締結の日までに、「契約保証金免除申請書（様式(6)）」に必要事項を記入し記名押印して提出すること。

(4) 土地開発公社が契約を締結しないとき

ア 落札の決定の日から契約の締結の日までの間において、落札者が次のうち(ア)に該当したときは契約を締結せず、(イ)又は(ウ)に該当したときは契約を締結しないことがある。

(ア) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中であるとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき

(イ) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中であるとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき

(ウ) 大阪府土地開発公社を当事者の一方とする契約で入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けているとき

イ アにおいて、大阪府土地開発公社は、契約を締結しないことの一切の責めを負わないものとする。

ウ 落札者が契約を締結しないとき又はアにより大阪府土地開発公社が契約を締結しないときは、落札者は、違約金として、落札金額に100分の110を乗じて得た額（消費税及び地方消費税相当額を含む契約予定総額）の100分の2に相当する金額を支払わなければならない。

(5) その他、契約手続に関すること

ア 契約手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

イ 契約の締結に当たって、落札者に対して、入札参加資格を確認できる書類の提出を求め、又は、聴聞等を行う場合がある。

この入札の執行は、入札対象業務に係る予算等が大阪府土地開発公社理事会において議決され、その予算等の執行が可能となることにより行うものである。

<参考> 郵送封筒の宛名記載例

1 入札参加申請書の提出（第6項）

| | |
|--|----------------------------|
| 書留 郵便 | 540-0012 |
| 入札参加申請書在中 | 大阪市中央区谷町二丁目2番22号 NSビル3階 |
| 入札番号1 不動産表示登記業務委託 〔単価契約〕その1 | 大阪府土地開発公社 用地課用地グループ 御中 |
| 表示土地家屋調査士事務所 土地家屋調査士 表示一郎 〇〇市〇〇町〇番〇号 | |

申請期日

令和6年2月26日（月）必着

2 入札書の提出（第8項）

| | |
|--------------------------------------|----------------------------|
| 書留 郵便 | 540-0012 |
| 入札書在中 | 大阪市中央区谷町二丁目2番22号 NSビル3階 |
| 入札番号4 不動産権利登記業務委託 〔単価契約〕その2 | 大阪府土地開発公社 総務経理課 御中 |
| 権利司法書士事務所 司法書士 権利六郎 〇〇市〇〇町〇番〇号 | |

提出期限日時

令和6年3月5日（火）～

令和6年3月13日（水）17時30分必着

- 1 一般書留郵便又は簡易書留郵便による郵送
- 2 封書の表面に「入札参加申請書在中」又は「入札書在中」と記載し、「差出人の住所、氏名」、「入札番号」及び「業務名称」を明記して封緘すること。
- 3 できるだけ定型郵便物で送付すること。

《別記(1)》「予定数量表」(第2項の(1)、第8項の(2)ア)

1 不動産表示登記業務委託 (入札番号¹~²)

単位：件

| 番号 | 業務項目 | 1件の基本単位 | 入札番号 ¹ 表示[単価契約] その1 (池田・茨木・枚方・八尾) | 入札番号 ² 表示[単価契約] その2 (富田林・鳳・岸和田) |
|----|------------|----------------------------------|---|---|
| 1 | 地積更正・分筆登記 | 1申請1筆(2分割まで) につき | 2 8 | 3 4 |
| 2 | 同一嘱託書による嘱託 | 1申請数筆(2分割まで) | 1 2 | 1 4 |
| 3 | 筆加算 | 3分割以上1分割増すごと | 4 | 5 |
| 4 | 書面作成(上申書等) | 書面1枚につき | 4 | 5 |
| 5 | 調査報告書 | 1申請につき1通 | 2 8 | 3 4 |
| 6 | 地積測量図作成 | 1件(分筆後の土地2筆まで) につき | 2 8 | 3 4 |
| 7 | 同一嘱託書による嘱託 | 1申請数筆(2分割まで) | 1 2 | 1 4 |
| 8 | 筆加算 | 3分割以上1分割増すごと | 4 | 5 |
| 9 | 事前調査 | 指示箇所1件につき | 2 8 | 3 4 |
| 10 | 境界点確認 | 境界点1点につき | 5 6 0 | 6 7 2 |
| 11 | 引照点確認 | 分筆対象地1筆につき | 4 0 | 4 8 |
| 12 | 境界標(杭)設置 | プラスチック杭1本(45mm *45mm*45cm)につき | 6 | 7 |
| 13 | 境界標(鋳)設置 | 設置鋳1本(7mm*15mm*80 mm)につき | 1 1 | 1 3 |
| 14 | 登記相談 | 相談時間1時間につき | 2 | 2 |
| 15 | 打合せ・協議 | 1回につき | 4 | 2 |

注：業務項目欄に示す業務の内容は「業務仕様書(不動産表示登記業務 資料3-1)」の別紙業務内容一覧表に記載のとおり

2 不動産権利登記業務委託（入札番号3～4）

単位：件

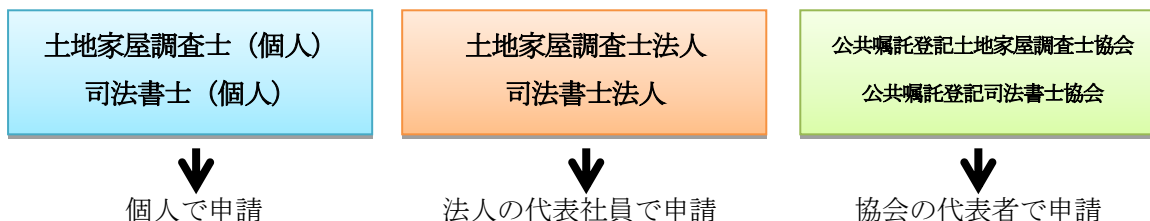
| 番号 | 業務項目 | 1件の基本単位 | 入札番号3 権利[単価契約] その1 (池田・茨木・枚方・八尾) | 入札番号4 権利[単価契約] その2 (富田林・鳳・岸和田) |
|----|-------------|-------------|---|---|
| 1 | 所有権移転登記 | 1申請1筆につき | 54 | 44 |
| 2 | 筆加算 | 同一申請で1筆増すごと | 38 | 31 |
| 3 | 名義人表示変更更正登記 | 1申請1筆につき | 11 | 9 |
| 4 | 筆加算 | 同一申請で1筆増すごと | 4 | 4 |
| 5 | 相続登記 | 1申請1筆につき | 11 | 9 |
| 6 | 筆加算 | 同一申請で1筆増すごと | 3 | 3 |
| 7 | 相続資料疎明調査 | 相続人1人につき | 33 | 27 |
| 8 | 書面作成（上申書等） | 書面1枚につき | 16 | 13 |
| 9 | 登記相談 | 相談時間1時間につき | 2 | 2 |
| 10 | 打合せ・協議 | 1回につき | 4 | 2 |

注：業務項目欄に示す業務の内容は「業務仕様書（不動産権利登記業務 資料3-2）」の別紙業務内容一覧表に記載のとおり

《別記(2)》「入札参加資格の注意点」

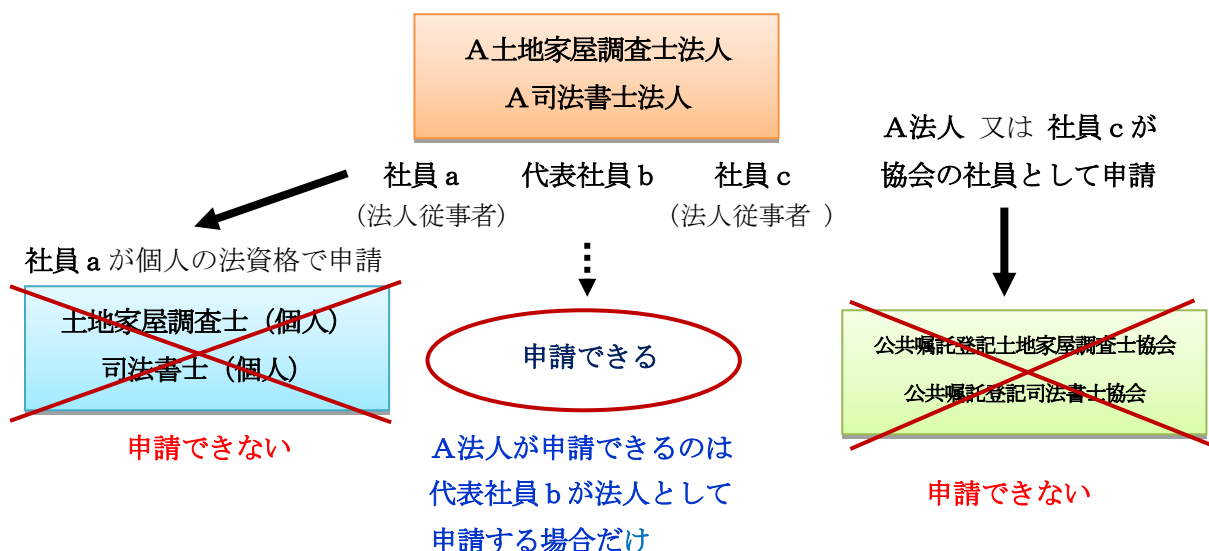
〈土地家屋調査士、司法書士の入札参加資格（第5項の(4)ア、(5)ア）〉

I 参加要件を満たす3つの場合

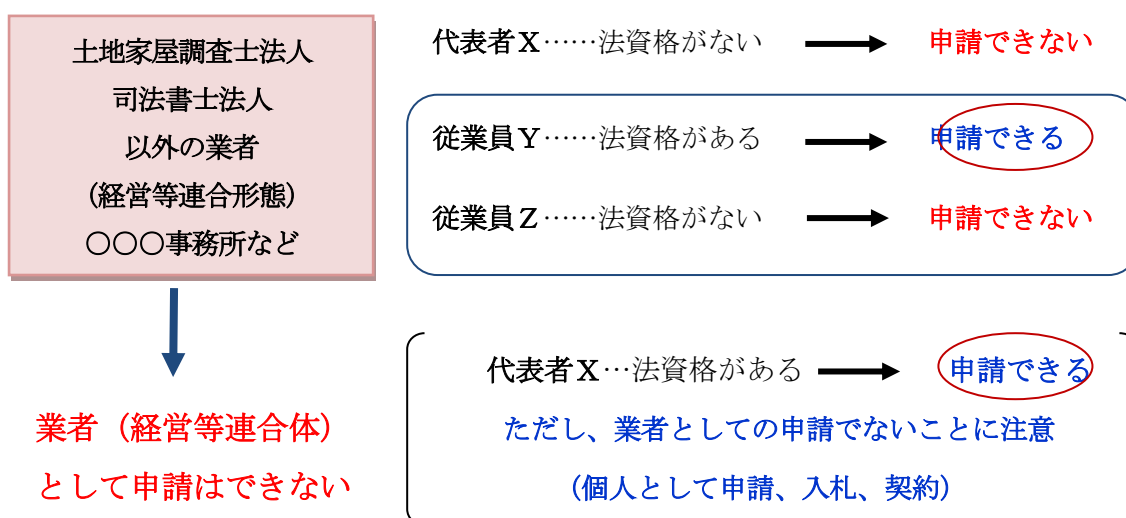


II 次の場合が注意点（申請できない場合 参加申請、入札は無効、落札なら落札取消し）

1 土地家屋調査士法人・司法書士法人の場合



2 土地家屋調査士法人・司法書士法人以外の業者（経営等連合形態）の場合



《別記(3)》「入札実施日程の流れ」

| 入札実施日程 | 入札参加手続 | 本文の 説明 |
|---|---|---------------------------|
| 令和6年2月6日(火) 入札公告 (大阪府公報(電子版)) 入札参加申請書類の交付 | ・参加申請書類を公社ホームページからダウンロード | 第3項、 第6項の (1)、(2) |
| 令和6年2月6日(火) ～同月26日(月) 必着 入札参加申請の受付 | ・参加申請書、契約(取引)実績調書、 資格登録書等の写しを一般書留郵便 又は簡易書留郵便で郵送 | 第6項の (3)、(4) |
| 申請受付後1週間以内 申請書類審査結果の通知 | ・送付された入札参加受付票、入札書を大切に保管 | 第6項の (5) |
| 令和6年2月6日(火) ～同月20日(火) 必着 公告事項等に対する質問の受付 | (質問のある者) ・質問書を添付して電子メールで送信 | 第7項の (1)、(2) |
| 令和6年2月26日(月)午後から 質問に対する回答の公表 | ・公社ホームページ掲載の回答を確認 | 第7項の (3) |
| 令和6年3月5日(火) ～令和6年3月13日(水)17時30分必着 入札書提出日時 | ・一般書留郵便又は簡易書留郵便による郵送 | 第8項 |
| 令和6年3月13日(水)まで 必着 入札辞退の期限 (入札書提出日) | (入札書の未提出の入札辞退希望者) ・入札辞退届に、入札参加受付票、入札書を同封して郵送 | 第9項 |
| 令和6年3月15日(金)午前10時から 開札・落札の決定 | ・開札の傍聴は入札参加受付票を持参 ・落札者に電話等で通知 (契約書の交付時間の指定) | 第12項、 第13項の (1) (2) |
| 令和6年3月18日(月)午後から 入札結果の公表 | ・公社ホームページに掲載 | 第13項の (3) |
| 落札の決定の日の翌日 ～令和6年3月28日(木) まで 契約の締結 | ・契約書の受領、契約保証金免除確認 ・契約書の作成、契約保証金の納付等 | 第14項 |
| 令和6年4月1日(月)～ 業務履行の開始 | | 第2項 |

《別記(4)》「大阪府土地開発公社案内図」



[最寄駅] 地下鉄谷町線・京阪本線「天満橋」駅 徒歩約5分

地下鉄谷町線・中央線「谷町四丁目」駅 徒歩約5分

※駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

[所在地] 〒540-0012 大阪府中央区谷町二丁目2番22号 (NSビル3階)

[担当課] 入札執行担当

総務経理課 電話番号 (06) 6949-5440

参加申請受付・契約担当

用地課 用地グループ 電話番号 (06) 6949-5441

[ホームページ] URL <http://www.otkk.jp>